運輸安全マネジメントに係る情報の公開

株式会社西武総合企画　2025年度

弊社におきましては、輸送の安全確保を最優先とし代表取締役をはじめ
全役職員が一丸となって安全の向上に取り組んでいます。

安全方針「安全は全ての業務に優先する」

1．輸送の安全に関する基本的な方針

（１）代表取締役は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

（２）輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Ｐｌａｎ　Ｄｏ　Ｃｈｅｃｋ　Ａｃｔ）を確実に実施し安全対策を常に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表します。

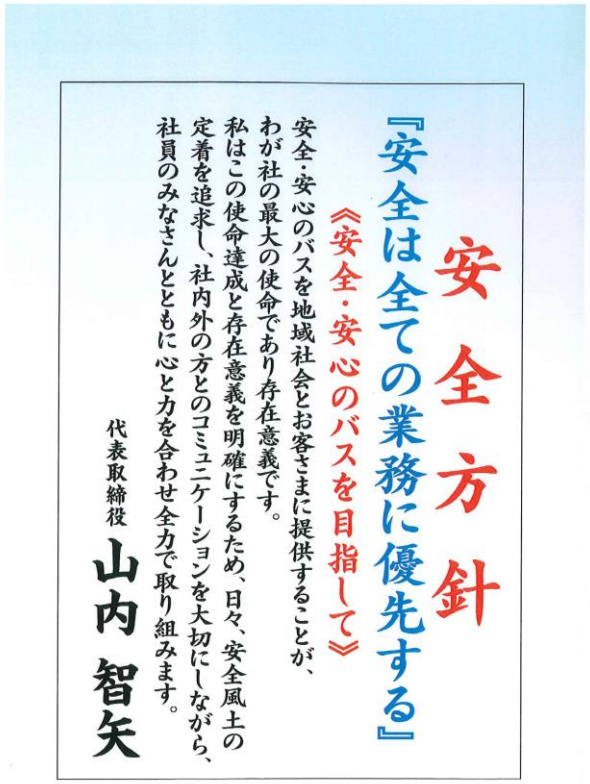
安全方針

『安全は全ての業務に優先する』

《安全・安心のバスを目指して》

安全・安心のバスを地域社会とお客さまに提供することが、
わが社の最大の使命であり存在意義です。
私はこの使命達成と存在意義を明確にするため、日々、安全風土の
定着を追求し、社内外の方とのコミュニケーションを大切にしながら、
社員のみなさんとともに心と力を合わせ全力で取り組みます。

代表取締役　山内 智矢

２．輸送の安全に関する目標及び達成状況に関する統計

２０２４年度は、車外人身重大事故０件。

Ａ事故（人身事故及び損害額10万円以上の物損事故）は１2件発生。昨年度と比べて３件減少。また、Ｂ事故（損害額3万円以上10万円未満の物損事故）は8件発生し、昨年度と比べて２件の増加となりました。

	死亡事故	車内人身重大事故	車外人身重大事故	Ａ事故	Ｂ事故	抑止目標有責事故総件数
２０２４年度抑止目標	０件	０件	０件	１０件以下	５件以下	１５件以下
発生状況	０件	０件	０件	１２件	８件	２０件

	死亡事故	車内人身重大事故	車外人身重大事故	Ａ事故	Ｂ事故	抑止目標有責事故総件数
２０２５年度抑止目標	０件	０件	０件	９件以下	７件以下	１６件以下

３．自動車事故報告規則第２条に規定する事故統計

（自動車事故報告規則により報告した事故）

	死亡事故	車内人身重大事故	車外人身重大事故
２０２４年度	０件	０件	０件

４．輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

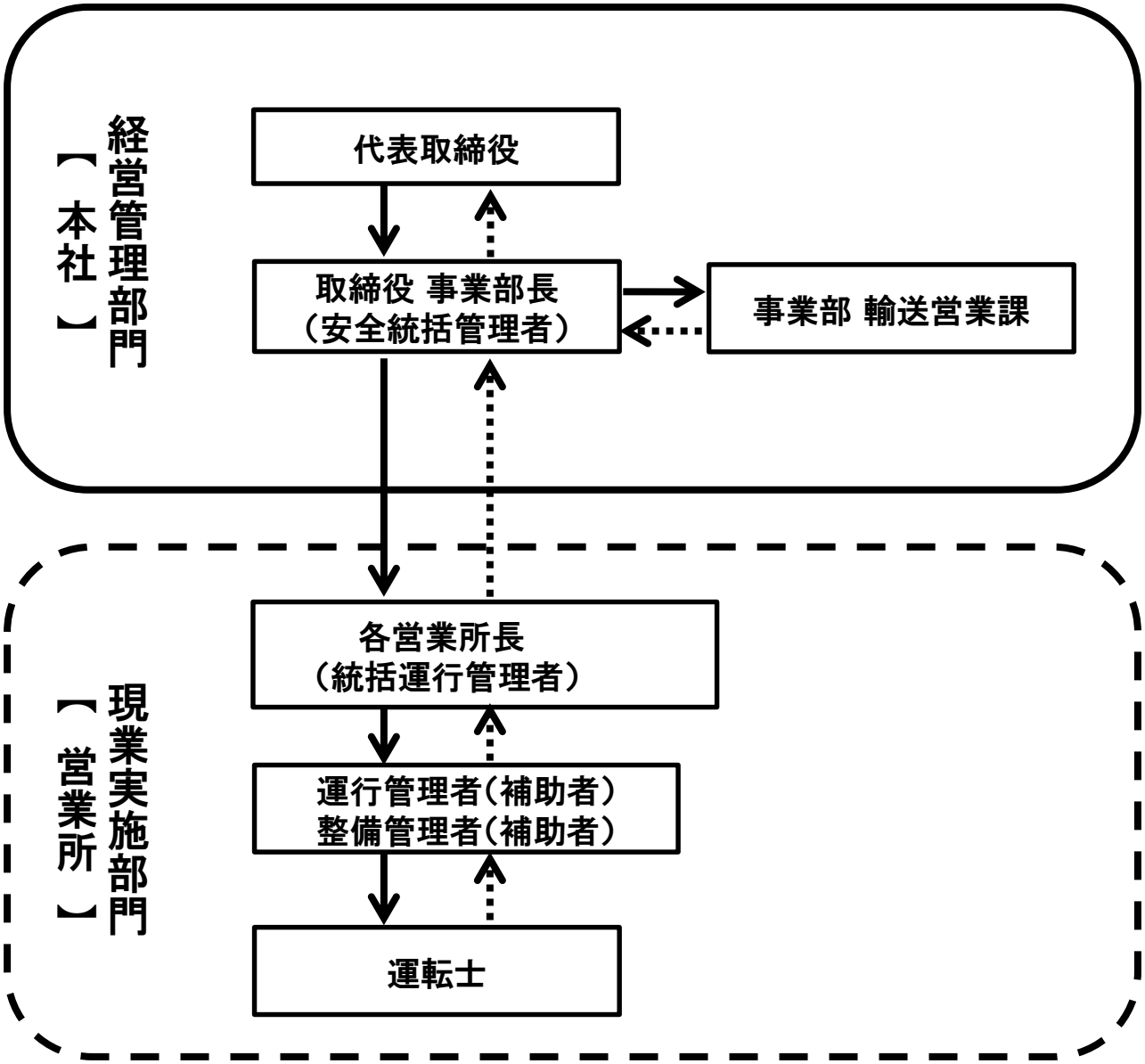

５．輸送の安全に関する重点施策

【2024年度に講じた施策】

①基本動作の徹底「お客さまを守り、そして自分と家族を守るために」

・右左折時の一時停止
交差点において、見落としによる事故を防ぐため、右左折時は横断歩道手前・交差点中央付近で一時停止を実施しました。

・歩行者、自転車との事故防止
自転車の側方通過をする際は「安全な間隔２ｍ以上」「追従時の安全距離１０ｍ以上」を保持する。

・車内人身事故防止
発車時は着席・降車確認を確実に行い、案内をしたうえで「お客さまの着席」確認を行い・見届けてからゆっくり発進を実施しました。

・ドア操作不適切による事故防止
マニュアルに基づくドア操作の徹底。誤操作を防ぐため、完全に閉まるまでドアスイッチに手を添えておくよう指導しました。

②速度の抑止

・法定速度上限60km/hの一般道路での最高速度上限を50km/h以下とする取り組みを実施継続中です。

③車内点検の徹底

・終点でのお客さま降車後や入庫時は必ず車内最後部まで移動して車内点検（確認）を実施する。（運転士実施事項）

・安全運転チェック表で一年を通して「車内点検の実施」という項目を設定し全運転士を対象に実施状況を確認する。（管理者実施事項）

④バックマニュアル手順６項目の完全実施

・「各所安全ルール」を守り、禁止場所での後退操作は絶対にしない。（させない）

・ユーザー先構内や折り返し場、車庫等では全所員が協力し【バック誘導】を実施、継続中です。

⑤健康起因の事故防止

【脳MRI検診の実施】

・脳MRI検診を2024年度に50歳、53歳、56歳、59歳、62歳、65歳、68歳、71歳になる運転士、事務員を対象に実施いたしました。

６．輸送の安全に関する計画

【2025年度に講じようとする措置】

西武バスグループ事故防止統一基本方針《歩行者・自転車・バイク・他車を絶対最優先》

①基本動作の徹底　「安全・安心の実現のために」

■右左折時の一時停止の実施

交差点において、右左折時の横断歩道手前・交差点中央付近で一時停止を実施し、停止した状態で確実に安全確認を行い、見落としによる事故を防ぐ。※ただし、次の場合は、「1m以内で停止できる速度」徐行（10km/h以下）で交差点を通過（1）歩車分離（2）矢印信号

■歩行者・自転車との事故防止

発進時は、正しい運転姿勢で目視・アンダーミラーにて直前の死角を確認する。

安全な距離・間隔の保持について、歩行者及び自転車の側方通過時は安全な間隔＜歩行者:1.5m以上自転車:2m以上＞を保持します。自転車に追従する場合は10m以上の距離を保持します。

交差点内・バス停付近では自転車は追い越さない。直進路における横断歩道手前では道路交通法第38条に基づき、直前で停止できる速度（10km/h以下）まで減速もしくは一時停止により、歩行者・自転車との 事故を防止します。

６．輸送の安全に関する計画

【2025年度に講じようとする措置】

■車内事故防止

1.発進時の車内転倒事故防止

指差確認、案内、発進を区切って実施します。

指差確認「車内よし」によりお客さまの「着席」「つり革、手すりにつかまる」を確認・見届ける。（お客さまがバスの発進に備えられているか車内の着席確認）

発進時に指差確認「左よし・右よし・前よし」を確実に実施して安全確認を行い見落としによる事故を防ぎます。

「発車します、おつかまりください」と案内をしたうえで、ゆっくり発進します。

2.停車時の車内転倒事故防止

停留所着車前に、離席抑止案内「停まるまでそのままでお待ちください」を行い、ゆっくり停車します。急ブレーキによる車内転倒事故を防止するため、速度を抑えアクセルオフから構えブレーキで交差点に接近し、信号機が黄色時には必ず止まります。
「イエローストップ」を徹底します。

3.ドア操作不適切による事故防止

ドア開閉はバスが完全に停車してからドアを開ける。ドアが完全に閉まったことを確認してから発車します。

「完全停車」→車内・車外の状況が安全→「ドア開け」→（お客さまの乗降を確認）→パイロットランプ確認→案内後「ドア閉め」を行い、ドア操作不適切による事故を防ぎます。

ドアスイッチ操作中は、ドアから目を離しません。

６．輸送の安全に関する計画

【2025年度に講じようとする措置】

②速度の抑止

法定速度上限60km/hの一般道路での速度上限を50km/hを徹底します。その他道路については指定速度を遵守します、危険個所通過時の徐行運転。園児、児童の送迎バスは、指定速度を下回る速度で走行します。

③バックマニュアル手順６項目の完全実施

❶完全に停止してからハザードランプを点灯
❷バックギアに入れる
❸バックアイを指差確認
❹左右のミラーで後方側面の確認
❺MT車→半クラッチでゆっくり後退
　AT車→ブレーキペダルのみで速度調整
❻駐車枠の手前１～２ｍで一度止まる

④事故発生時の対応

事故発生時において手順に従った適切な対応措置を図ります。

６．輸送の安全に関する計画

【2025年度に講じようとする措置】

⑤健康起因の事故防止

・乗務前は厳正な点呼により、健康状態および服薬有無の確認を徹底し、適切な乗務可否判断を行います。
・健康確認シート（心疾患・高血圧・糖尿病・SAS）の対象者について、確実に運用します。
・脳MRI検診の実施（50歳、53歳、56歳、59歳、62歳、65歳、68歳、71歳）になる運転士、事務員に対し実施します。
・SAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査及び精密検査の実施。
2025年度対象営業所の全運転士に対し、3年毎に必ず実施する。検査結果が要精密検査の場合は、PSG検査を実施します。
・心疾患スクリーニングの実施。春の健康診断時に35歳以上の全従業員に対し実施します。
・眼底検査の実施。春の健康診断時に40歳以上の全従業員に対し実施します。
・健康診断結果にて受診勧奨となった運転士に対して速やかに受診させ追跡指導を毎月実施します。点呼時の点呼モニターに各運転士の疾病状況を反映させ、運行管理者が確実に運転士の疾病状態を把握します。

６．輸送の安全に関する計画

【2025年度に講じようとする措置】

⑥不祥事の防止

・私物スマートフォン等の持ち込みゼロと業務用携帯電話の適切な使用。

・飲酒及び酒気帯び運転と薬物使用の禁止。
出勤前に必ず事前に貸与したアルコール検知器を使用し、数値ゼロの確認を実施することで酒気帯び出勤を未然に防ぎます。酒気帯び出勤撲滅に向けて、現業管理者による個人面談を通じ、飲酒傾向リストの更新を行い生活習慣の改善ならびに飲酒習慣の自発的な見直しを促し、酒気帯び出勤撲滅に向けて、更なる意識改革に努めます。
覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する啓発活動を継続して行います。

・車内点検の徹底。終点でのお客さま降車後や入庫時は必ず車内最後部まで移動して車内点検（確認）を確実に実施します。

その他取り組み計画

❶本社・営業所におけるコミュニケーション強化について

・役員をはじめ、本社員が各営業所に赴き、運転士・事務員とのコミュニケーションを積極的に実施し、意見交換を行う。

❷基本動作の定着度の検証および営業所教育の積極的支援

・営業所員、本社員の行う添乗調査において、基本動作の定着度を確認検証し、事故防止に繋げる。また事故惹起者等における営業所指導において、本社員の積極的支援を行う。

７．2024年度　輸送の安全に関する計画及び実施結果

国土交通省告示１６７６号に従い、計画的、継続的に輸送の安全を確保するため、必要な指導・教育を全運転士及び運行管理者（補助者）・整備管理者（補助者）に実施しました。

（１）安全風土構築に向けた取り組み

①安全方針（代表取締役コミットメント）の継続

各種会議・研修・点呼立会等で継続してコミットメントを発信し、安全に関する情報共有を実施しました。

②役員・本社員による職場巡視

役員及び本社員が運動実施期間を中心に各営業所にて点呼立会・街頭立会・事務所会議等へ出席しました。

③各種安全運動の取り組み

事前の計画及び終了後の実施結果について本社で検証を行い、所長会議・事故防止対策委員会で、各営業所に情報共有を行いました。

実施時期	運動名	実施時期	運動名
5月	春の全国交通安全運動	９月	秋の全国交通安全運動
6月	グループビジョン実践運動	10月	エコドライブ推進運動
7月	車内事故防止キャンペーン	11月	グループビジョン実践運動
8月	夏季の輸送安全総点検	12月～1月	年末年始自動車輸送安全総点検

④酒気帯び出勤の撲滅に向けた面談の実施

4月・7～8月・12月に面談を実施。酒気帯び出勤は発生しませんでした。

⑤私物携帯電話等の持ち込み防止策

私物スマートフォン持ち込み案件は発生しませんでした。
引き続き、「スマートフォン等の持ち出し禁止確認簿」で、全運転士に記録させると共に運行管理者はその確認と、点検車両の回送業務時でも点呼記録を残す対策を行いました。

⑥健康起因の事故防止

脳MRI・SAS・心疾患スクリーニング、眼底検査を実施し、健康起因による事故の発生はありませんでした。

⑦事故情報の共有化

事故防止対策委員会での事故情報共有以外にも事故発生時は通達と合わせてドライブレコーダー映像を各営業所と共有し所属員へ周知して事故の未然防止に活用しました。

⑧ヒヤリ・ハット情報の収集と共有

ヒヤリ・ハット情報の収集を強化し、年間142件の情報を収集致しました。また、その情報を水平展開して事故の未然防止に役立てました。

⑨ドライブレコーダー映像の活用

２ヵ月に１回全運転士を対象にドライブレコーダーで私物携帯電話の持ち込み確認および各月毎に指定項目を設けて安全運転チェックを行い、必要に応じて面談を実施しました。

⑩安全運転コンクールの参加

表彰チーム達成率９０％の達成を目標としましたが、結果は76％で未達成でした。

（２）安全に向けた教育、訓練

①班別業務研修会

2024年度全4回に分けて実施し、全所員が受講しました。
また、営業所で追加カリキュラムを入れ必要に応じて内容を充実させました。

②一般運転士研修

安全意識の向上および会社の方針、現状理解などを目的とした研修を実施しました。

③適性診断の受診とカウンセリング

計画に則り、適性診断の受診を実施しました。

④入社1年運転士研修

新入社員として入社後の運転行動について振り返りと今後の安全運行に向けた研修を実施しました。

⑤指導乗務員研修

8月に実技と座学の研修、3月に座学に特化した研修を実施しました。

⑥事故惹起者教育

A事故惹起者に対し、再発防止に向けた研修を実施しました。

⑦高齢運転士に対する教育

65歳からの適齢診断を計画的に受診し、カウンセラーによる加齢に伴う身体機能に応じた運転行動の理解を深める為の面談を実施しました。

⑧新入運転士研修

本社研修を4日間実施後に技量に応じた運転訓練を教習車を使用して実施しました。

⑨運行管理者・整備管理者研修

安全意識の向上と危機管理、事故の要因分析力、車両の知識、コミュニケーション能力向上などを主とした研修を実施しました。

（３）安全に関する設備投資

（１）バス車内置き去り防止システムの導入

（２）EDSS（ドライバー異常時対応システム）搭載車両の導入

（３）健康管理システムの導入（キントーン）

８．安全に関する内部監査

【２０２４年度　内部監査の実施状況】

〇西武総合企画　本社による現業適合性監査

監査期間：2024年11月26日～2024年11月29日

監査項目：各営業所の関係法令、法定帳票類、社内規程等の遵守状況の確認を行いました。

９．行政処分の状況

行政処分はありませんでした。

１０．安全統括管理者

取締役　　岡野　利明　（2025年4月～）

１１．安全管理規程

安全管理規程は、当社ホームページ掲載の通りです。

１２．事故・災害等に関する報告連絡体制

事故発生時に於ける連絡指揮系統図

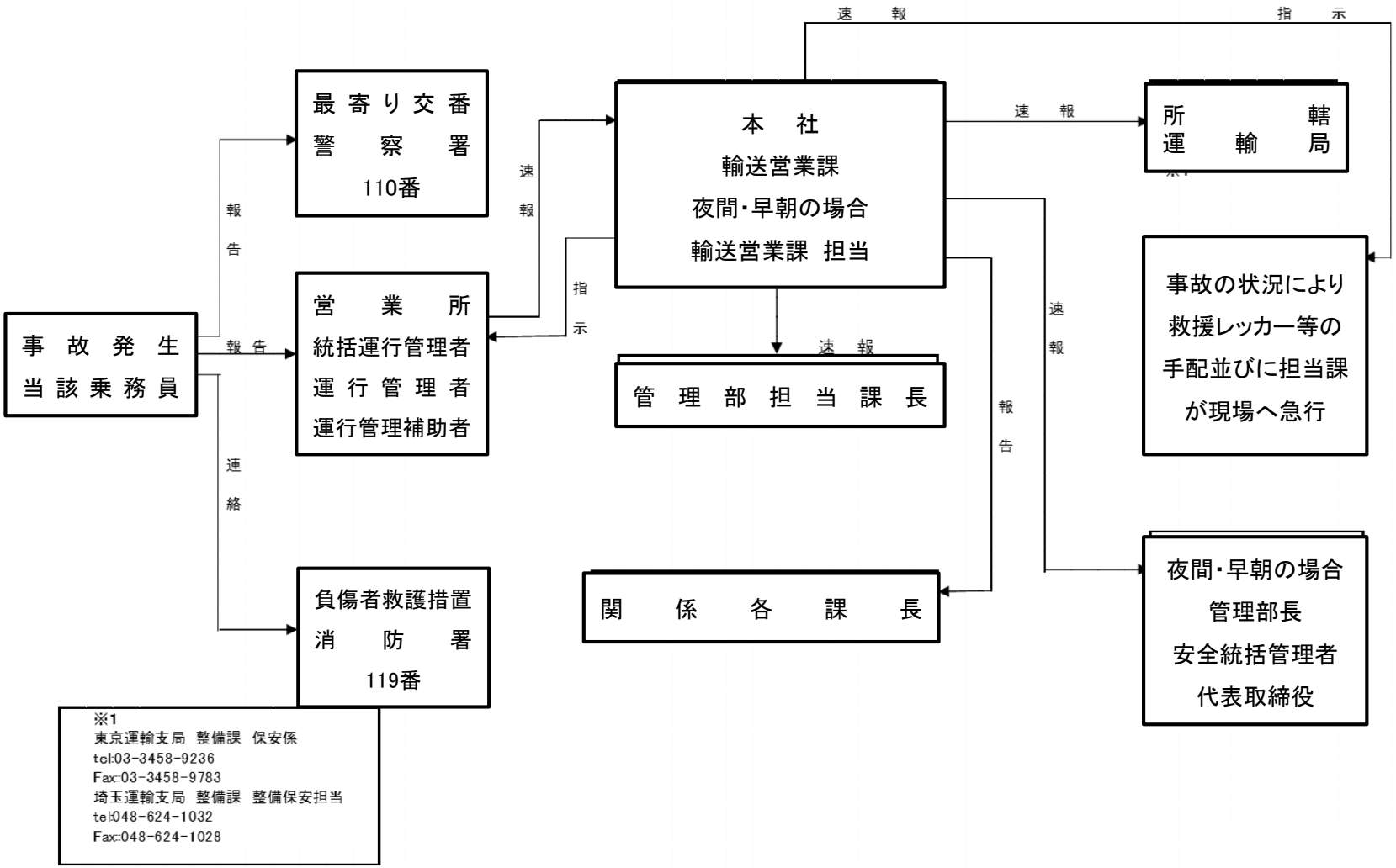

※1
東京運輸支局 整備課 保安係
tel:03-3458-9236
Fax:03-3458-9783
埼玉運輸支局 整備課 整備保安担当
tel:048-624-1032
Fax:048-624-1028